

（仮称）大磯町こども計画

（令和 7 年度～令和11年度）

骨子案

【計画書作成にあたっての主なポイント】

こどもにも「手に取ってもらえる、読んでもらえる」よう意識して作成

- ※ 文字は大きく、わかりやすい文言で作成
- ※ 図やイラストで見せるなど、シンプルな配置を意識
- ※ 多ページに渡ることなく、見開き 1 ページで見せるよう意識
- ※ 用語の解説は、ページ下段に入れ、可能な限りページ数は圧縮
- ※ こども向け概要版の文言にはふりがなを入れる

9 月時点

町長あいさつ／目次／写真など
(見開きで配置)

最終的にデザイン配置

目次

第1章 計画の策定	1
1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと計画期間	1
3 計画の対象	4
第2章 国の動向と大磯町の現状	8
1 国の動向	8
2 大磯町の現状	11
第3章 こども・若者・子育ての状況と課題	19
1 こども・若者の状況と課題	19
2 子育て当事者の状況と課題	22
3 子育てをめぐる町民の意識	25
4 子育て支援サービスの現状と課題	27
第4章 計画の基本的な考え方	29
1 基本方針とめざすべき姿	29
2 めざすべき姿の達成に向けた基本目標	30
3 めざすべき姿の達成に向けた重点事業	31
第5章 ライフステージに応じた施策の推進	33
1 基本目標と施策の体系	33
2 各ライフステージでの個別施策	37
第6章 計画の推進に向けて	49
1 計画の推進策	49
2 こどもの声、反映状況	51
第7章 資料	55
1 子ども・子育て会議規則／委員一覧	55
2 計画策定の経過	57
3 諮問書／答申書	58

第1章 計画の策定

1 策定の趣旨

本町では、令和2年3月に策定した「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」に基づき、「子育てで選ばれる町！おいそ」を基本理念に、子育て支援を総合的に進めてきました。

この度、「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」が令和6年度で最終年度を迎えるにあたり、令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」のもと、神奈川県の子ども計画である「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」の内容を勘案し、こども基本法（令和4年法律第77号令和5年4月1日施行）第10条第2項の市町村こども計画として、「大磯町こども計画」を策定します。

すべてのこどもは、生まれながらにして、その人格と尊厳を尊重され、幸福追求の権利を持つ主体であり、すべてのこども・若者が心身ともに健やかに成長し、その能力を最大限に発揮できるよう社会全体で支援していくことが重要です。

特に、こどもの最善の利益を最優先に考え、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利が保障され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）の向上をめざすことは、持続可能な社会の実現にとっても不可欠です。

本計画では、「こども大綱」の理念を考慮しつつ、子ども・若者をめぐる様々な課題に適切に対応するとともに、こども・若者の視点に立ち、その最善の利益を第一に考え、こども・若者に係る計画・指針を新たに追加した中で、こども・若者施策を総合的かつ計画的に推進するべく計画を策定します。

2 計画の位置づけと計画期間

（1）大磯町こども計画

本計画は、令和5年に施行された「こども基本法」第10条の規定により努力義務とされた、地方自治体（市町村）における、「こども計画」として、国の「こども大綱」や都道府県こども計画である「かながわ子ども・若者みらい計画（仮称）」を勘案し策定します。

【こども基本法第九条1項】

政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども大綱を定める。

【こども基本法第十条】

市町村はこども大綱を勘案して市町村こども計画を定めるよう、努めるものとする。

【こども大綱】

こども施策に関する基本的な方針、重要事項、推進のための必要事項を定め、少子化社会大綱、子ども・若者育成支援推進大綱、子どもの貧困対策に関する大綱の3大綱をこども大綱に一本化することとしています。

(2) 市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援法に基づく基本方針」を考慮し、本町の実情や取り組むべき課題に対応した子ども・子育て支援事業計画として、「大磯町こども計画」に内包する計画として策定します。

【子ども・子育て支援法第61条】

市町村は、基本方針に則して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に係る計画を定めるものとする。

【こども基本法第十条】

自治体こども計画は、既存の各法令に基づく、次世代育成支援計画、子ども・子育て支援事業計画等を一体のものとして作成することができる。

(3) 次世代育成支援地域行動計画

次世代育成支援対策推進法は令和7年3月まで延長され、同法8条第1項に規定される「市町村行動計画」の策定は任意となりましたが、「次世代育成支援地域行動計画」により各種の子育て支援施策・事業が実施されていることから、「子ども・子育て支援事業計画」とともに、子育て支援施策等を引き継ぐ計画として「大磯町こども計画」に内包する計画として位置づけます。

(4) 市町村子ども・若者計画・子どもの貧困対策推進計画

「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」における「子どもの貧困対策推進計画」は、策定が努力義務とされています。

しかしながら、こども・若者に関して、貧困、児童虐待、不登校、ニート、引きこもり等の問題が深刻化しており、困難を抱える子ども・若者は、生まれ育つ環境の中で、様々な問題に直面しており、いくつかの問題が相互に影響し合うなど、非常に複雑で多様な状況に置かれていることから、それぞれを「大磯町こども計画」に内包する計画として位置づけます。

(5) その他

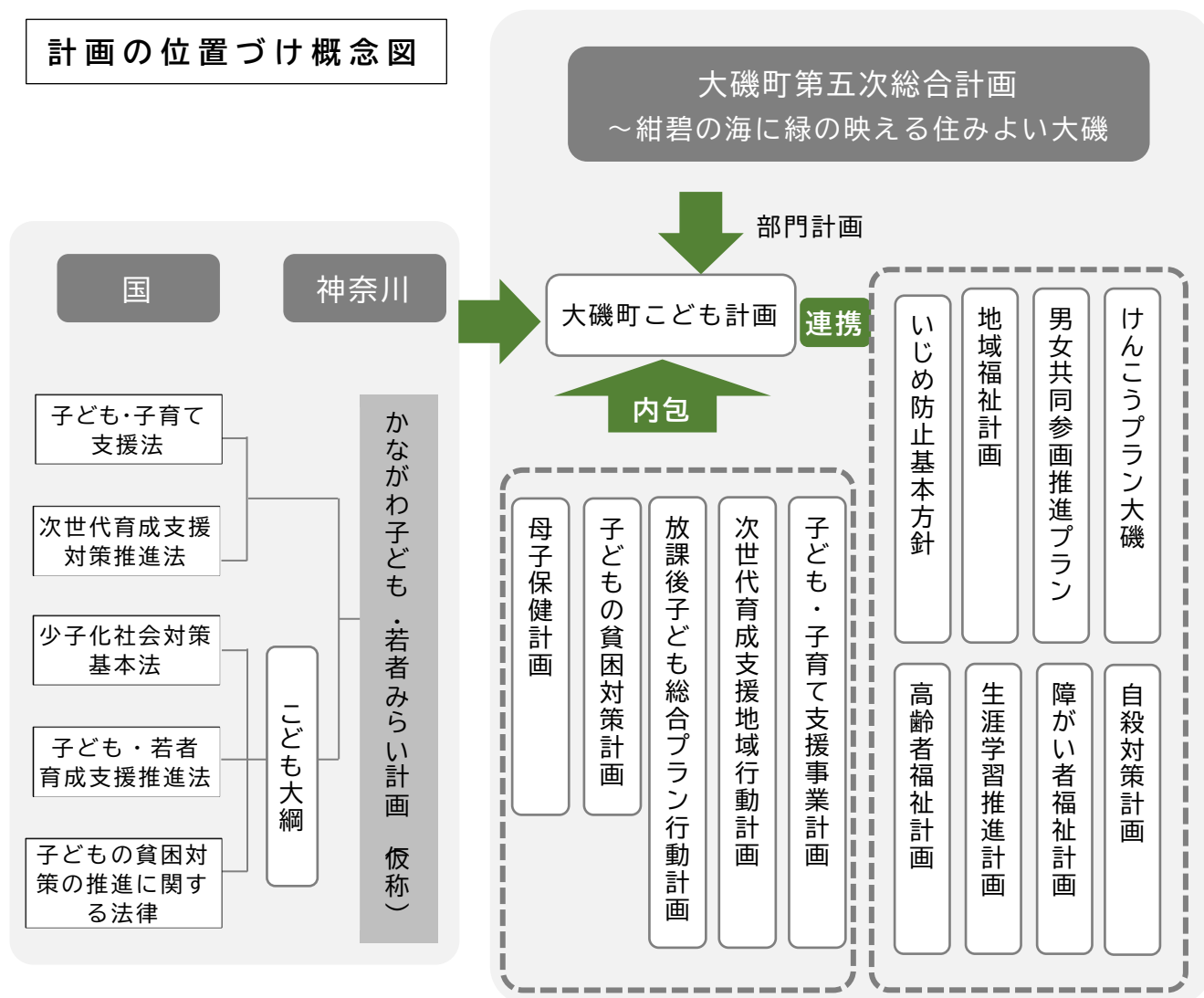
「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」ですでに一体的な計画として内包していた「母子保健計画」、「放課後児童対策パッケージ（新・放課後子ども総合プラン）」は、引き続き「大磯町こども計画」において、内包する計画として位置づけます。

(6) 他計画との関係

本計画を推進することで、第五次総合計画で掲げるまちの将来像「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の実現をめざします。さらに、「地域福祉計画」や「教育大綱」など、本町で実施している関連する計画との整合を図ります。

その他、位置づけるべき計画等は追記します

計画の位置づけ概念図



(7) 計画期間

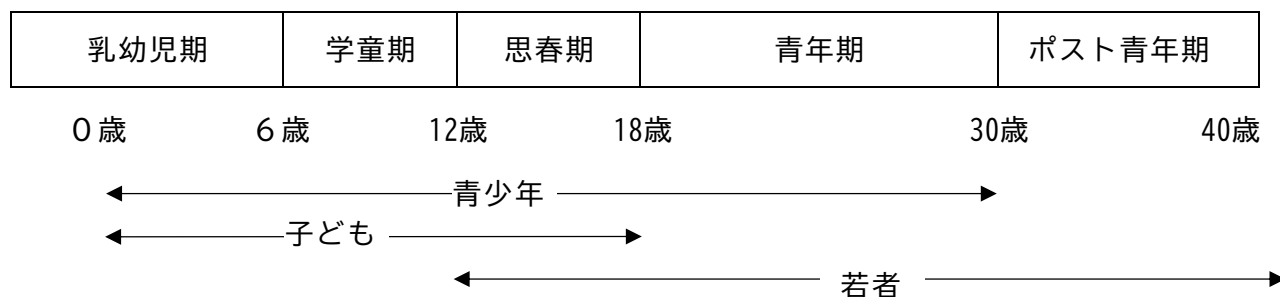
本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、上記期間中において、上位法規改正や、本町における施策の変更などが生じた際は、必要に応じて更新などを行うこととします。

平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
第一期 大磯町子ども笑顔 かがやきプラン					第二期 大磯町子ども笑顔 かがやきプラン					大磯町こども計画				
										実施計画				
										実施計画				
										実施計画				

3 計画の対象

本計画の対象は、乳幼児期から青年期まで（0歳から30歳未満）と、ポスト青年期（40歳未満の者）を対象とし、個々の施策において対象範囲は定めます。



◎計画における用語の使い方

青少年	:	0歳から30歳未満
子ども	:	乳幼児期、学童期及び思春期の者
若者	:	思春期、青年期の者 施策によっては、ポスト青年期の者も含む
少年	:	20歳未満
児童・生徒	:	児童は小学生、生徒は中・高校生
学童期	:	小学生
思春期	:	中学生から概ね18歳
青年期	:	概ね18歳から30歳未満
ポスト青年期	:	青年期を過ぎ40歳未満の者

※ 青少年の年齢区分：「各種法令等による青少年の年齢区分」より



【子どもの権利条約との関係】

子どもの権利条約は、世界中の子どもたちが守られるべき権利について定めた世界の合意です。特に以下の4つは、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」として挙げられています。

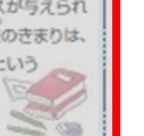
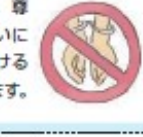
この4原則の精神にのっとり、「主要施策」に取り組んでいきます。

- 1 差別の禁止（2条）
- 2 子どもの最善の利益（3条）
- 3 生命、生存及び発達に対する権利（6条）
- 4 子どもの意見の尊重（12条）

<参考：「子どもの権利条約 第1～40条抄訳一覧」>

第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。 	第2条【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがひ、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。 	第3条【子どもにもっともよいことを】 子どもに關係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。 	第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。 
第5条【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。 	第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。 	第7条【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。 	第8条【名前・国籍・家族關係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の關係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。 
第9条【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができず、引き離されることができません。 	第10条【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるように配慮します。 	第11条【よその国に連れさられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。 	第12条【意見を表す権利】 子どもは、自分に關係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じょうぶな考慮されなければなりません。 
第13条【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。 	第14条【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由について権利をもっています。 	第15条【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくらたり、集会を行ったりする権利をもっています。 	第16条【プライバシー・名譽の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。 
第17条【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。 	第18条【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。 	第19条【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。 	第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらふなど、国から守ってもらふことができます。 

こどもの権利条約／SDGS項目を記載します

第21条【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。 	第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からはく奪をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。 	第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。 	第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。 
第25条【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであつて、あつた権利に届くべきです。 	第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。 	第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだのすぐやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのために、可能な限り努力を怠るべきではありません。 	第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに、可能な限り、すべての子どもが中学校まで通学できるようにしなければなりません。 
こどもの権利条約／SDGs項目を記載します			
第29条【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、持続可能な発展などを実現するためのものです。 	第30条【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もともとその民族の文化や言語、宗教、伝統をもつ権利をもっています。 	第31条【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。 	第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのために健康を害されたりすることから、心やからだによくない仕事をさせられったりしないように守られる権利をもっています。 
第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。 	第34条【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。 	第35条【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。 	第36条【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。 
第37条【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人道的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいはざされても、尊厳が守られ年れいにあつた扱いを受ける権利をもっています。 	第38条【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。 	第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 虐待、人道的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。 	第40条【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。 

（出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約 第1～40条抄訳一覧」）



【SDGs（※）との関係】

町の総合計画の基本理念である「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」の実現も、SDGsの理念と方向性を共有するものです。

SDGsの理念や目標の一部を共有するものであり、町として掲げる基本理念の実現のための主要施策の充実・強化に引き続き取り組むことにより、持続可能な大磯の実現を図り、SDGsの目標達成にも役割を果たしていきます。

※ SDGs（エスディージーズ）Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

2015年の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など17のゴール（目標）を設定

<参考：SDGs [世界を変えるための17の目標]>

こどもの権利条約／SDGs項目を記載します

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



【関連するSDGsの目標】



- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを

第2章 国の動向と大磯町の現状

1 国の動向

(1) こども基本法の制定

令和5年4月1日、「子どもの権利を守る法律」として、こども基本法が施行されました。子どもの生活や権利が十分に守られていない状況で、若い世代の中でも「子どもを満足できる環境で育てられるか不安」と感じる風潮が強くなっています。

政府は、子どもの利益を一番に考え、子ども関連の取組を国の中心に据えることが重要という認識からこども基本法の制定を行いました。

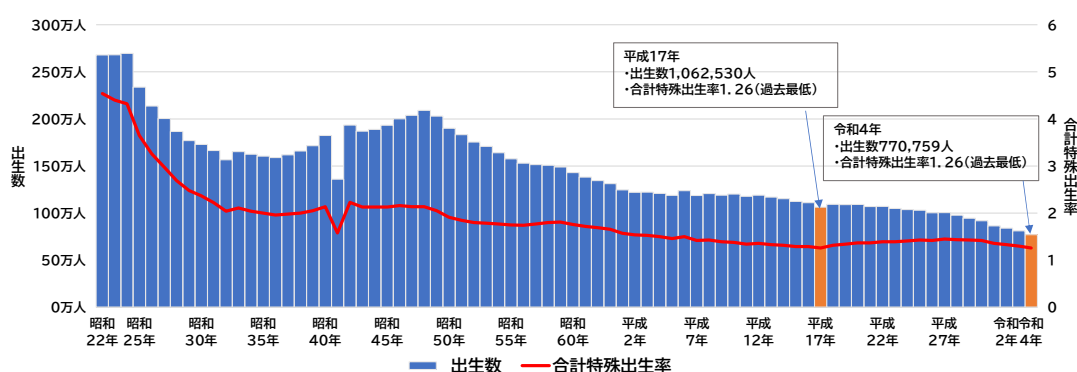
(2) こども大綱の閣議決定

こども基本法第九条には、「政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱を定めなければならない」とあり、令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では「こども」から「こどもや若者」と対象が広げられ、「若者」については20代、30代を中心とする若い世代とされています。

(3) 止まらない少子化

国における出生数は減少傾向で推移しており、令和4年には770,759人となっています。また、合計特殊出生率は、平成17年に過去最低の1.26を記録して以降増加傾向に転じていましたが、平成27年以降再び減少に転じ、令和4年には過去最低の1.26と並びました。人口維持に必要とされる2.07には大きな隔たりがあります。



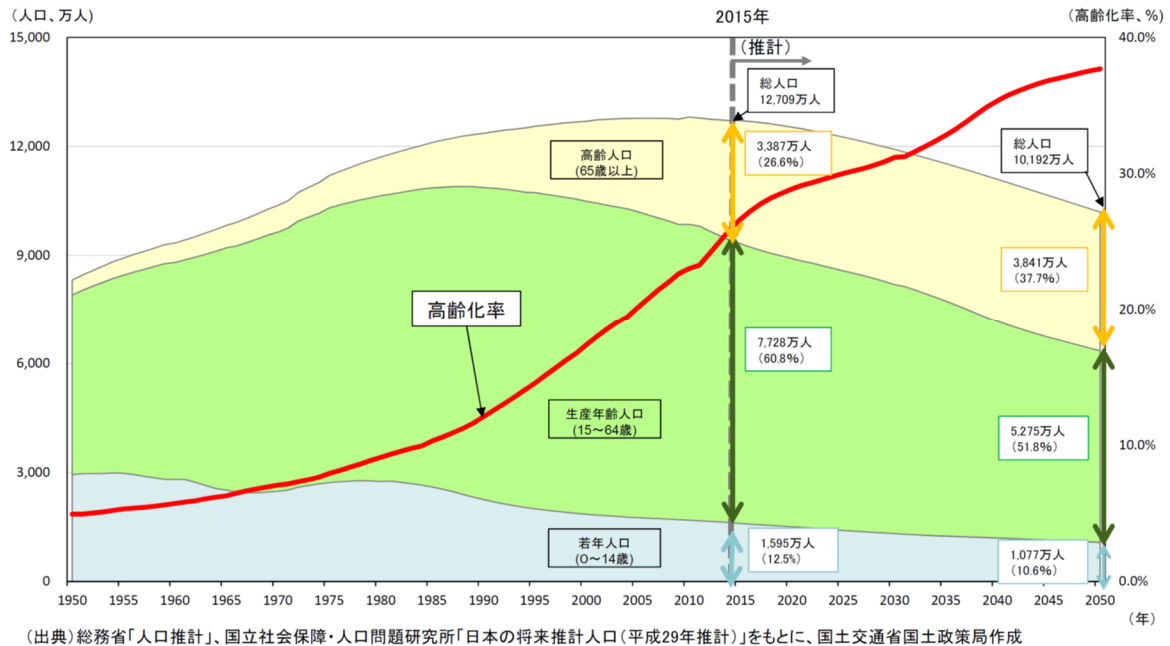
資料：厚生労働省「人口動態統計」

国の人口構成の長期的展望では、2050年には生産年齢人口は2,453万人、若年人口は約518万人減少し、高齢者は約454万人増加すると推計されています。

若年人口が減少していく上に、現在家庭を持っている若者でも、子どもを持つことに不安を持っており、出生率の低下を生んでいます。

その背景には、経済的な不安、仕事との両立が難しい、家庭内での男女の共子育てが進んでいないことなどが挙げられ、いずれも社会全体で取り組まないと解決が難しい問題となっています。

総人口及び年齢構成の長期的推移



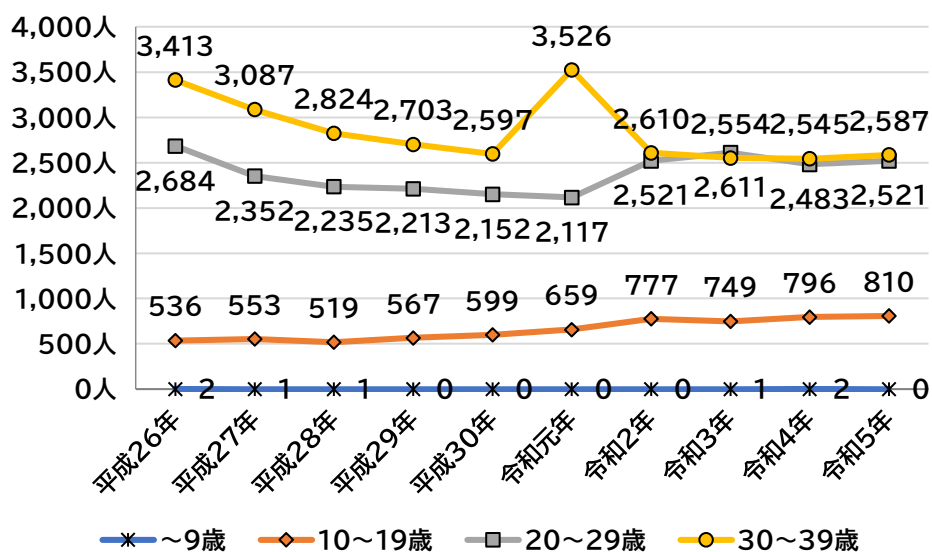
資料：令和2年10月 国土審議会計画推進部会「国土の長期展望」中間とりまとめ

（４）生きづらさを抱える若者

若者の自殺者は平成30年まで減少傾向にありましたが、令和2年以降、20歳代、30歳代は横ばいで推移し、10歳代は増加傾向を示しています。小中高生別にみた自殺者数はコロナ禍である令和2年以降増加傾向が著しくなっています。

若者の自殺の要因の上位3位は、「学校問題」、「健康問題」、「家庭問題」であり、いじめなどの集団における生きづらさ、病気や障害を抱える若者と家族、親からの虐待などの問題が見えてきます。

若者の自殺者数の推移(全国)



資料：厚生労働省・警察庁「令和5年中における自殺の状況」

(5) 子どもの貧困対策の推進

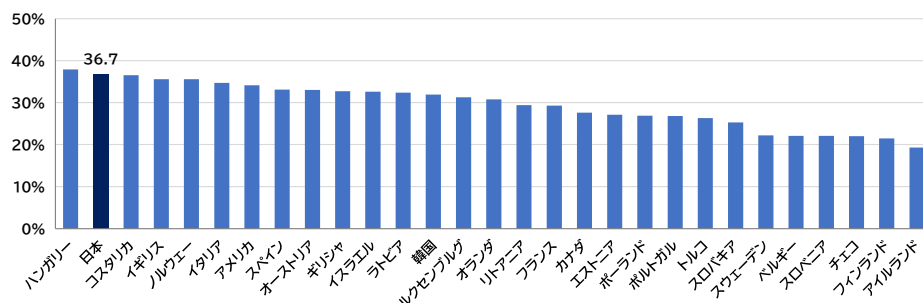
国民生活基礎調査に基づく、相対的に貧困の状態にあるこどもの割合は11.5%となっており、特にひとり親世帯の貧困率は44.5%と高くなっています。

OECDによれば、2021年の加盟国の貧困格差※では、わが国は、ハンガリーに次いで第2位と高くなっています。※貧困層の平均所得が貧困線を下回る割合のこと

貧困で教育を十分受けられなかった子ども達は、大きくなっても望む仕事に就けなかったり、必要な収入を得られなくなったりする可能性があります。

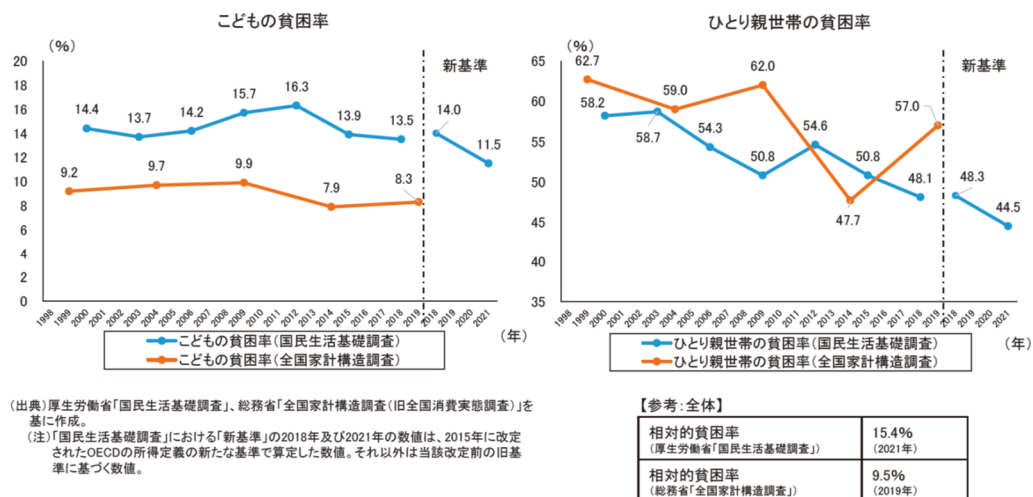
また、その子どもに子どもができた場合、十分な教育費をかけられなくなる可能性があります。このような貧困の連鎖は当事者ばかりでなく社会全体の損失であり、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、社会全体で取り組まなくてはならない課題です。

世界各国の貧困格差



資料：OECD「Web」サイト

こどもの貧困率・ひとり親家庭の貧困率(全国)



資料：こども家庭庁「令和4年度子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施状況」

(6) 希望する全ての家庭が子どもを産み育てやすい社会

地域や家庭では子どもの数が減少するとともに、核家族化の進行や就労環境の変化など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、質の高い幼児期の教育・保育の確保や子育ての不安に寄り添い、孤立をさせないための支援に向けて、中期的な視点で子ども・子育て支援施策を推進していくことが求められます。

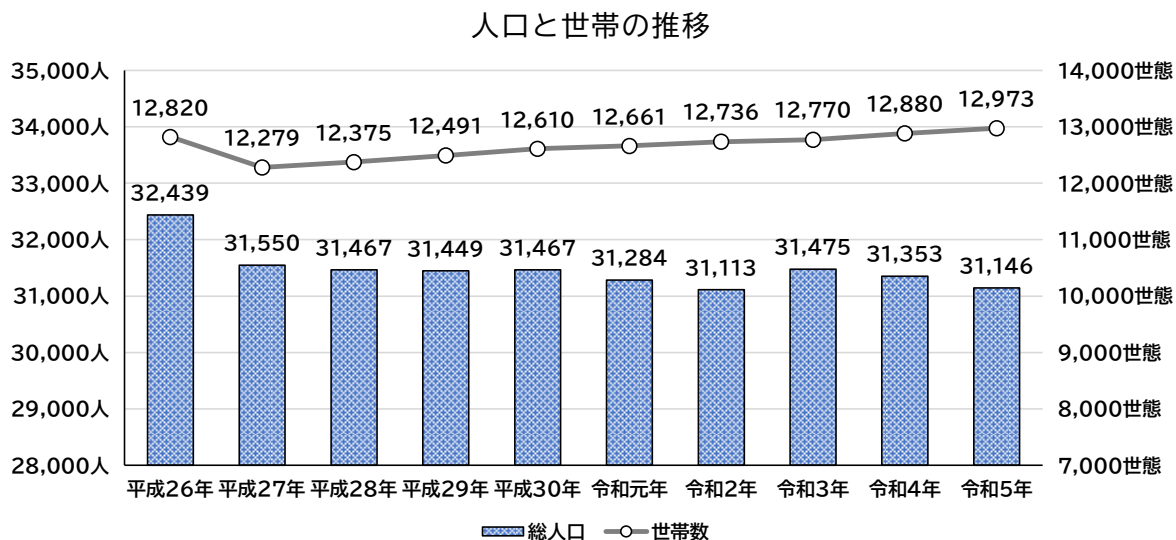
2 大磯町の現状

(1) 人口・世帯等の推移

本町の人口（各年1月1日現在）は、平成26年以降減少傾向を示していましたが、令和3年に増加に転じ、その後はまた減少しています。令和6年の人口総数は31,146人となっています。

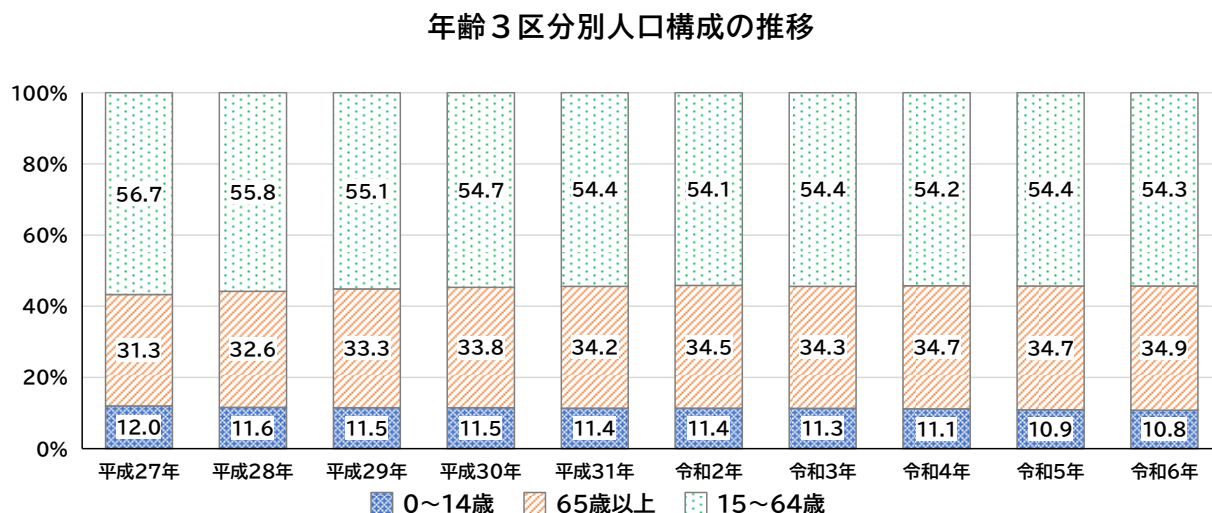
世帯数は、平成27年以降一貫して増加傾向が続いており、令和6年は12,973世帯となっています。

人口は微減傾向に対して、世帯数は増加傾向のため、1世帯あたりの人員は減少しており、平成27年の1世帯あたり人員2.57人から令和6年には2.40人となっています。



出典）神奈川県人口統計調査

年齢3区分別人口構成の推移では、年少人口（15歳未満）、老年人口（65歳以上）の割合が減少する一方で、生産年齢人口（15～64歳）の割合が増加しています。

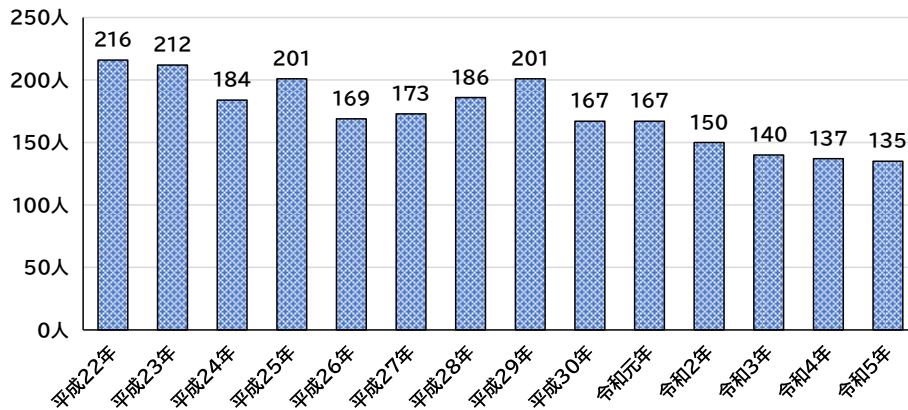


出典）神奈川県人口統計調査

(2) 出生数・出生率

出生数は、平成 26 年の 169 人から微増が続いていましたが、平成 30 年は 167 人となり、その後減少が続いています。

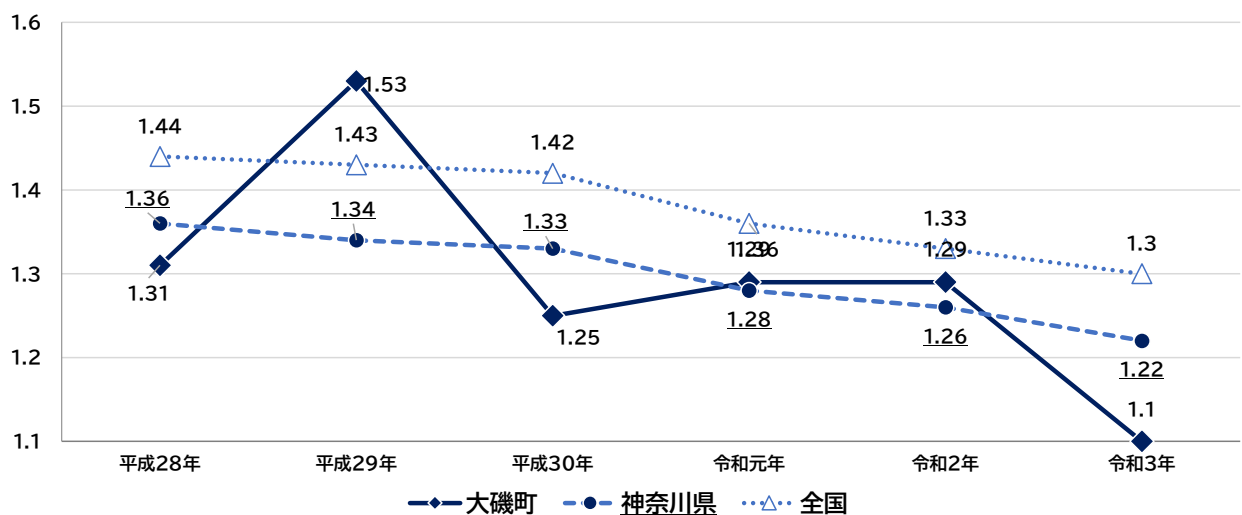
大磯町 出生数の推移



出典) 神奈川県人口統計調査

本町の合計特殊出生率は、変動が大きく、全国平均や神奈川県平均を上回るときもあれば下回る時もありましたが、令和 3 年には 1.1 と全国平均や神奈川県平均を大きく下回っています。

合計特殊出生率の推移（全国、神奈川県、大磯町比較）

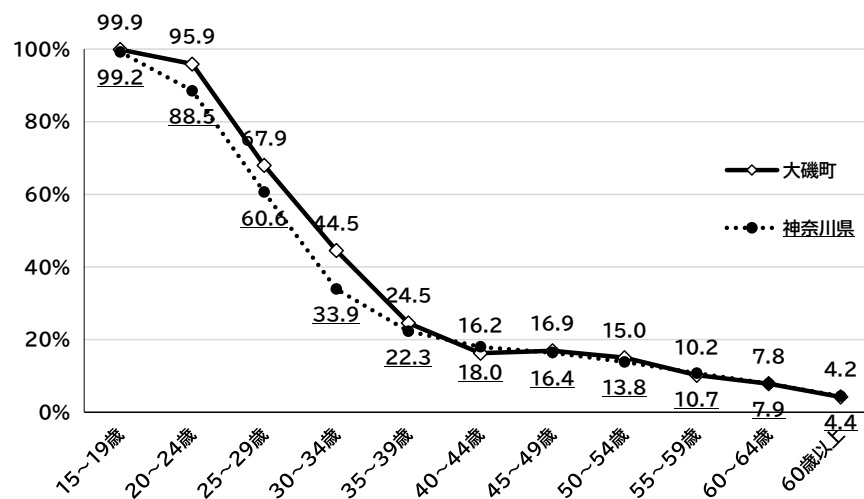


出典) 大磯町--神奈川県衛生統計年報 全国--人口動態統計

(3) 未婚率

女性の未婚率は、神奈川県との比較では、20～39歳の未婚率が高くなっています。

女性の未婚率（神奈川県、大磯町比較）

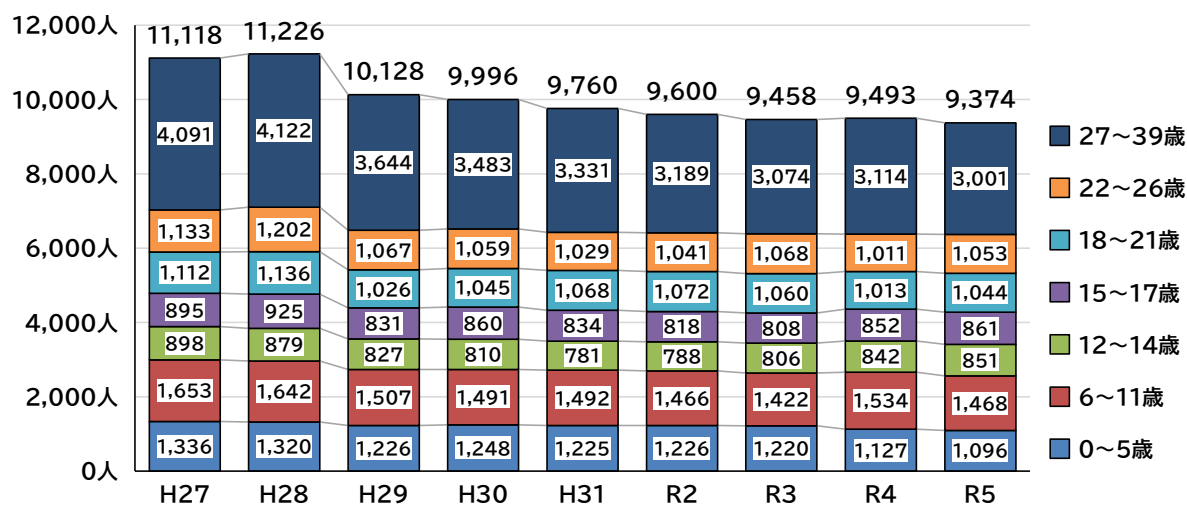


出典)国勢調査 R2

(4) 児童・若者人口

本町の児童・若者人口（0～39歳）は平成28年の11,226人から令和6年の9,374人まで減少傾向で推移しています。年齢階層別にみると、11歳未満と22歳以上で減少、12歳～21歳で微増となっています。

大磯町 児童・若者人口の推移



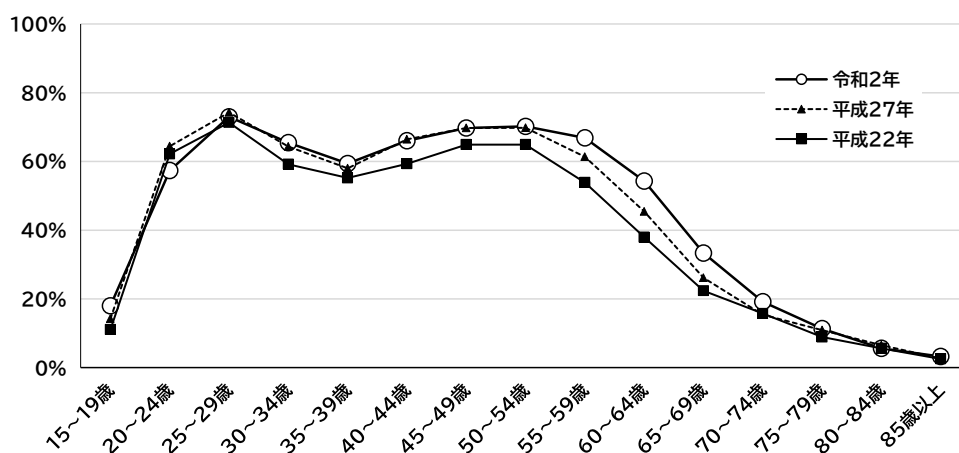
出典)神奈川県人口統計調査

(5) 女性の就業状況

女性の年齢別就業率は 10 年前の平成 22 年と比較すると、25 歳以上の年齢層全般で増加しており、女性の社会進出がより顕著となっています。特に50歳代、60歳代の比較的高い年齢層での増加が目立ちますが、30歳代、40歳代も増加しています。全国との比較では、25～34歳、45～54歳で全国を上回っています。

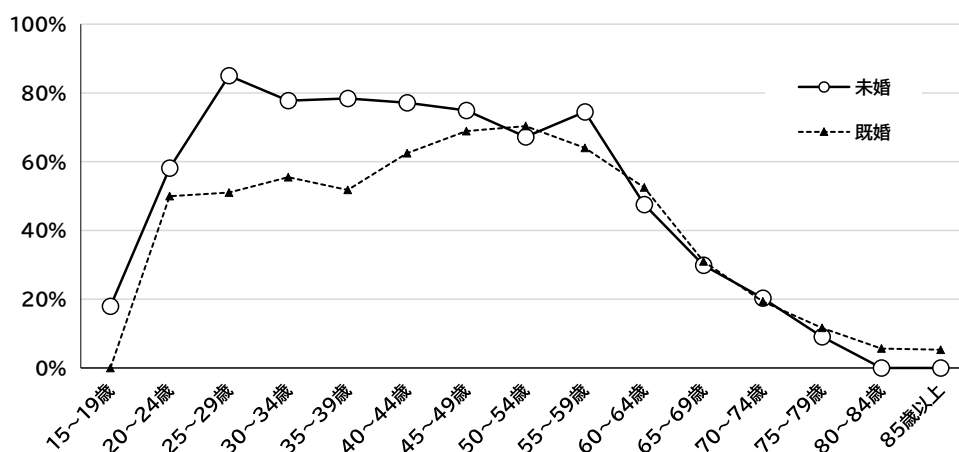
女性の未婚・既婚別の就業率では、若い世代を中心に未婚の就業率が既婚の就業率を上回っていますが、50～54 歳、60～64 歳、75 歳以上で既婚の就業率が未婚の就業率を上回っています。

大磯町 女性の年齢別就業率推移



出典) 国勢調査

女性の年齢別就業率令和2年(大磯町・未婚・既婚別)

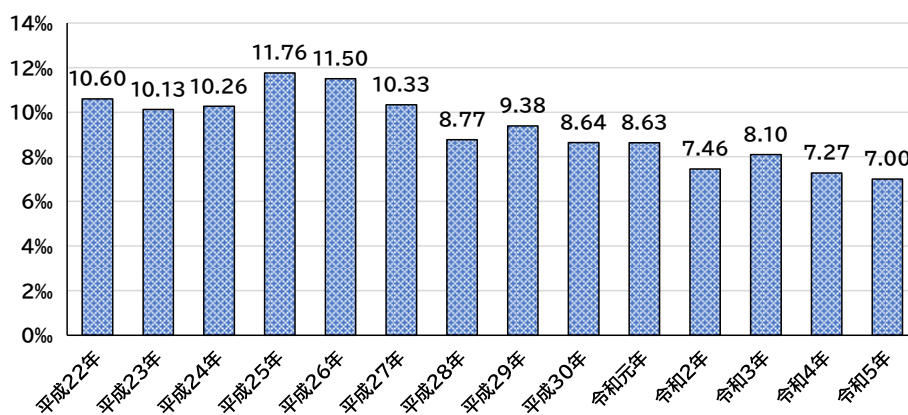


出典) 国勢調査

(6) 婚姻

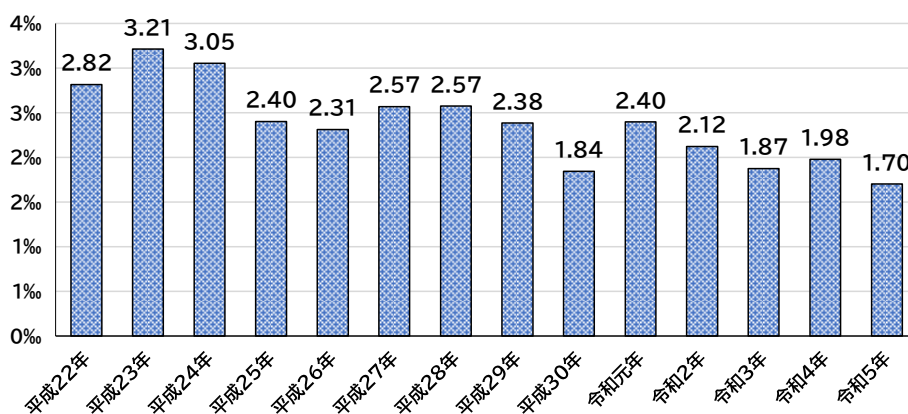
婚姻率、離婚率は、増減を繰り返しながら全体として減少傾向を示しています。

大磯町 婚姻率(人口1000人対)推移



出典) 神奈川県衛生統計年報より算出

大磯町 離婚率(人口1000人対)推移



出典) 神奈川県衛生統計年報より算出

その他、必要なデータ等を追記します

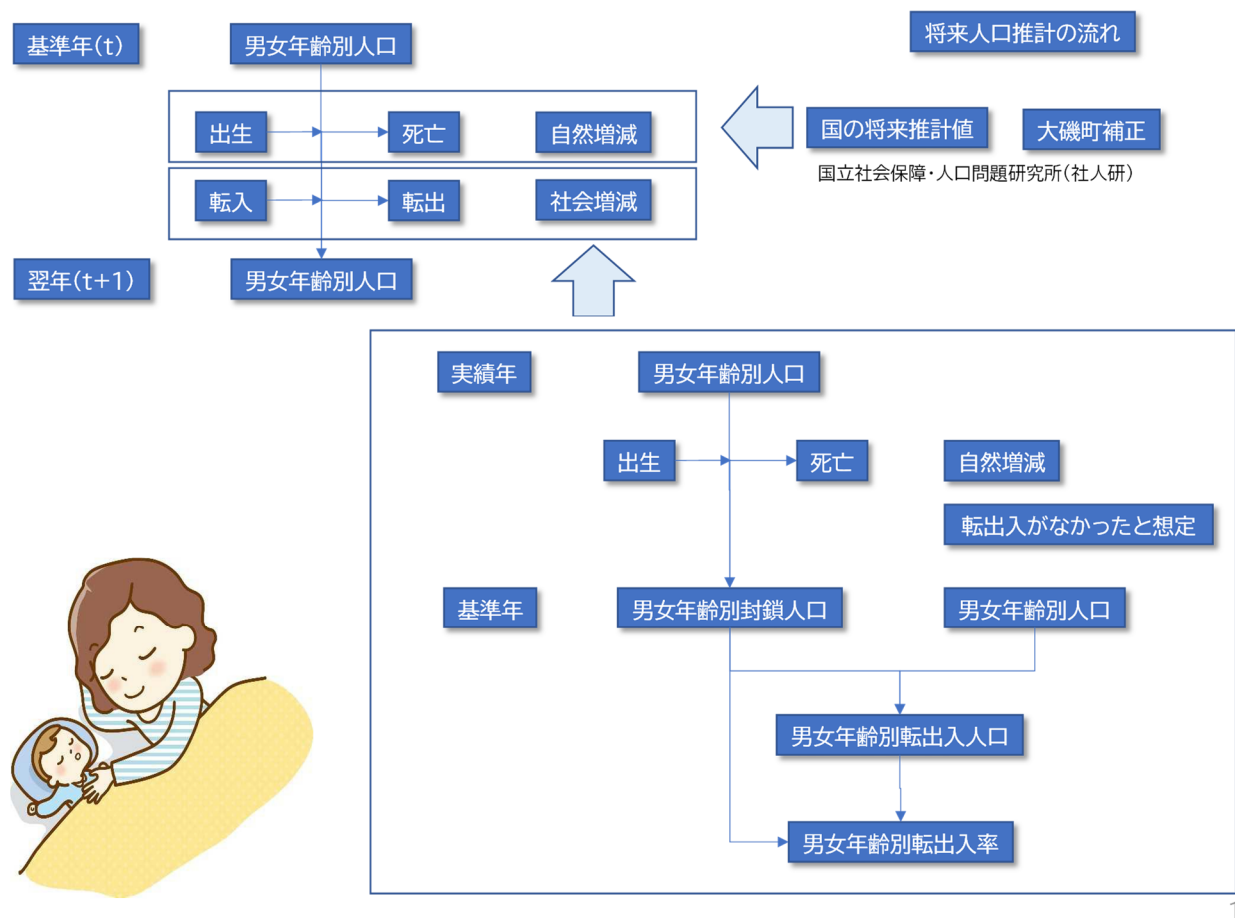
(7) 児童・若者人口推計

計画期間である令和7年度から令和11年度までの児童・若者人口の推計では、各歳でみると微増・微減がありますが、「合計」をみると減少傾向が見込まれます。

【単位：人】

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	128	123	119	115	113
1歳	148	138	133	128	125
2歳	185	154	144	138	133
3歳	168	188	157	146	140
4歳	170	174	194	164	152
5歳	209	180	182	202	173
小計(0～5歳)	1,009	958	928	893	835
6歳	215	212	182	184	204
7歳	252	224	220	190	191
8歳	249	257	229	225	194
9歳	242	251	260	232	227
10歳	238	245	255	263	235
11歳	250	241	247	257	266
小計(6～11歳)	1,446	1,429	1,392	1,350	1,317
12歳	253	252	243	249	259
13歳	283	257	256	246	253
14歳	300	282	257	256	246
小計(12～14歳)	837	792	755	751	758
15歳	258	304	286	260	259
16歳	296	256	302	285	259
17歳	291	297	258	304	286
小計(15～17歳)	845	857	846	849	804
18歳	286	293	299	259	305
19歳	273	273	280	286	246
20歳	258	273	273	280	285
21歳	274	252	268	267	275
小計(18～21歳)	1,091	1,091	1,120	1,092	1,112
22歳	239	257	234	251	249
23歳	193	221	236	211	231
24歳	193	173	203	215	189
25歳	168	174	154	187	195
26歳	172	150	159	138	172
27歳	172	164	142	153	130
28歳	166	163	155	134	145
29歳	152	161	158	150	129
30歳	200	146	157	153	145
31歳	176	201	147	158	154
32歳	176	176	200	147	157
33歳	195	180	180	204	151
34歳	173	193	177	177	202
35歳	205	176	196	181	181
36歳	248	204	176	196	180
37歳	256	258	214	184	203
38歳	280	255	256	212	183
39歳	288	292	267	267	224
小計(22～39歳)	3,652	3,545	3,412	3,318	3,221
合計	8,879	8,671	8,454	8,253	8,045

※児童・若者人口の推計は、以下の考え方で基準年を令和3年、実績年を令和6年とし、最近の動向を反映した推計を行っています。



余白にはこども関連のイラストを入れます

第3章 こども・若者・子育ての状況と課題

1 こども・若者の状況と課題

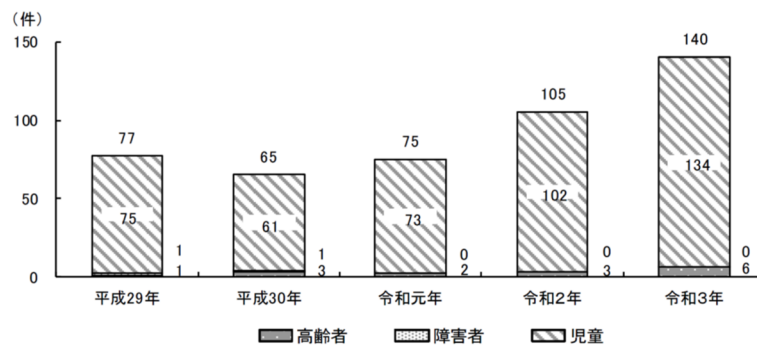
本町の若者の多くは現状の生活に充実感を感じており、家族との幸福な生活を求めていることが意識調査で分かりました。生活の満足度も 9 割が高い満足度を示しています。

このような若者を取り巻く環境を維持し、より良いものにしていくことはもちろんのこと、生きづらいと感じる環境に置かれている若者も少なからず存在することから、すべての若者が生きづらさを感じることをないように施策の展開を図っていくことが求められています。

(1) 児童虐待

本町の虐待に関する相談数は平成 30 年以降増加傾向にあり、その大半は児童虐待に関するものが占めています。

虐待に関する相談数の推移



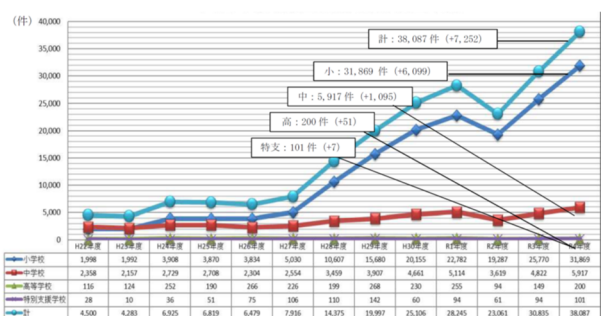
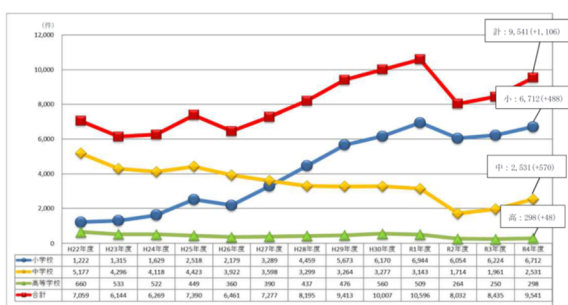
資料：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査について、町資料の児童虐待等相談対応件数（年度別相談種別）

(2) イジメ・暴力・不登校

神奈川県における小・中・高等学校における暴力行為、イジメの発生件数は平成26年度以降増加傾向にあり、コロナ禍の令和2年に一時減少したものの、令和3年以降増加を続けています。

また、学校の長期欠席者も平成26年度以降増加傾向にあり、特に令和3年以降急増しています。

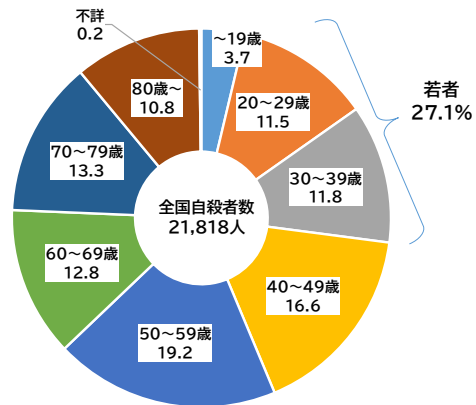
暴力行為発生件数の推移（公立小・中・高等学校） イジメ認知（発生）件数の推移（公立学校）



(3) 自殺・ひきこもり

全国における令和5年中の自殺者数は 21,818 人で、年齢階級別にみると、40 歳未満の若者が 27.1 % を占めています。

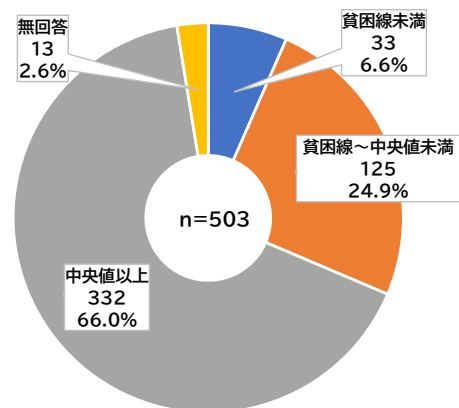
年齢別自殺者割合（全国・令和5年）



資料：警察庁の自殺統計に基づく自殺者数の推移等R5

(4) 貧困

本町における子育て中（未就学児）の世帯所得では、相対的貧困（貧困線未満）の割合は 6.6 %（33世帯）で、このうちひとり親世帯は4世帯でした。

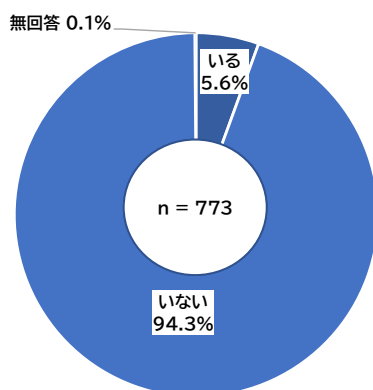


資料：大磯町子ども・子育て支援に関するニーズ調査（未就学児）

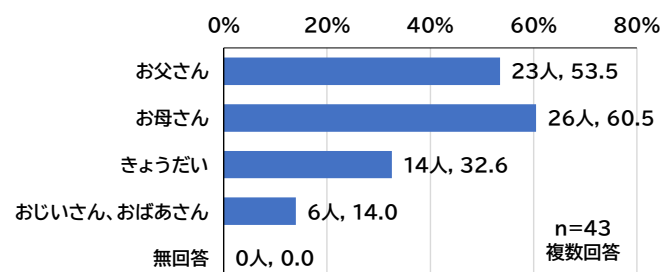
(5) ヤングケアラー

本町の若者（中学生以上）で家族の世話をしている人（ヤングケアラー）の割合は 5.6%みられ、家事、買い物、病院の付き添い、日常の見守り、兄弟の世話などに時間が割かれていることが分かります。

家族の世話の有無



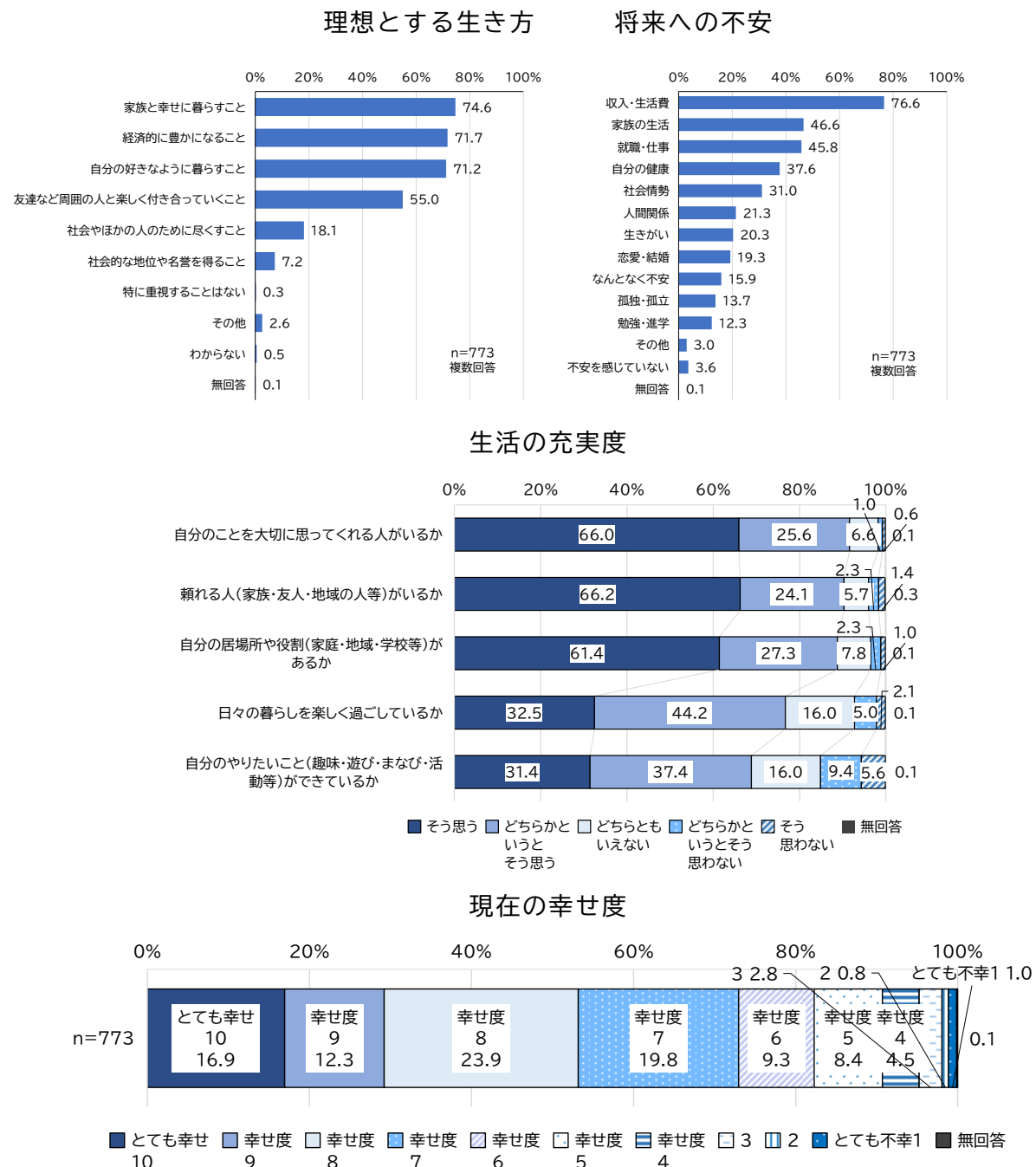
世話をしている家族



（６） 若者の生活意識

若者（中学生以上）が考える理想的な生き方は「家族と幸せに暮らすこと」であり、将来に向けては「収入・生活費」に不安を感じています。

生活の充実度では、「自分のことを大切に思ってくれる人がいる」、「頼れる人（家族・友人・地域の人等）がいる」、「自分の居場所や役割（家庭・地域・学校等）がある」の回答が6割を超えており、現在の幸せ度では、「幸せ度 8 」が 23.9 %で最も高く、『幸せ度 5 ～とても幸せ 10 』の割合は 90.7 %と 9 割を超えて高くなっています。『幸せ度 4 ～とても不幸 1 』と回答した割合は 9.2 %みられました。



資料：大磯町子ども・子育て支援に関するニーズ調査（中学生以上）

2 子育て当事者の状況と課題

～令和5年度大磯町子ども笑顔かがやきプランニーズ調査（未就学・小学生）の結果～

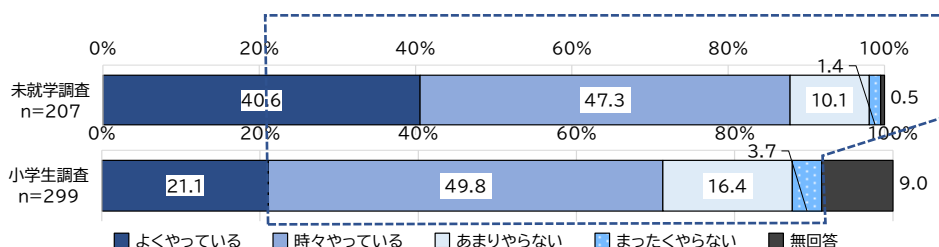
昨今、女性の社会進出が進む中、子育ては男性の協力はもちろんのこと、祖父母等の親戚や知人の協力も頼りにされています。子どもの発熱や冠婚葬祭等の緊急時に、近くに協力者がいてくれることが大事になってきます。大磯に返ってきて子育てをしている人の大きな理由は家族がいることでした。今後、女性の就労支援に関わる子育て支援サービスの充実は勿論ですが、家族や地域で支えあって子育てをしている人たち、同居、近居、町内近居等に対する支援も考えていく必要があります。そのような環境が整えば、若い人たちが就労等で町外に出て行っても、子育てをする段階では大磯に帰ろうという気持ちになるのではないのでしょうか。

（１） 家庭での子育ての状況について

配偶者の子育て協力状況は、未就学・小学生ともに「よくやっている」と「時々やっている」を合わせた＜よくやっている＞は、7割以上が夫婦で協力して子育てしている傾向がうかがえます。

家族で協力して子育てをしている状況から、今後は、母親だけでなく父親への支援も必要と思われます。

配偶者の子育て協力状況



（２） 子育てに関する周囲の協力状況について

未就学・小学生ともに＜みてもらえる人がいる＞は8割台となっており、いざという時には親族や知人からの協力が得られる家庭環境にあるといえます。しかし一方で、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」は未就学では2割台後半、小学生では3割台となっており、日常的な協力を得ている家庭は少数派です。

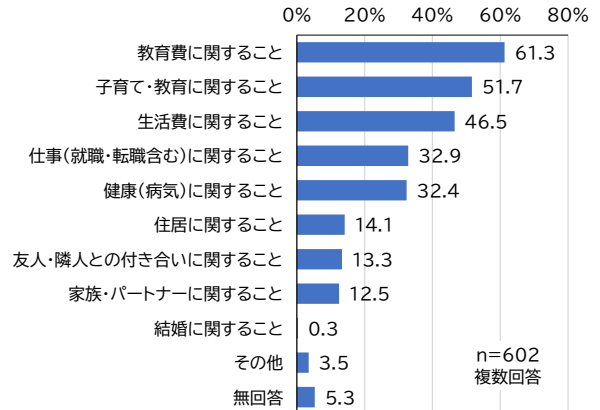
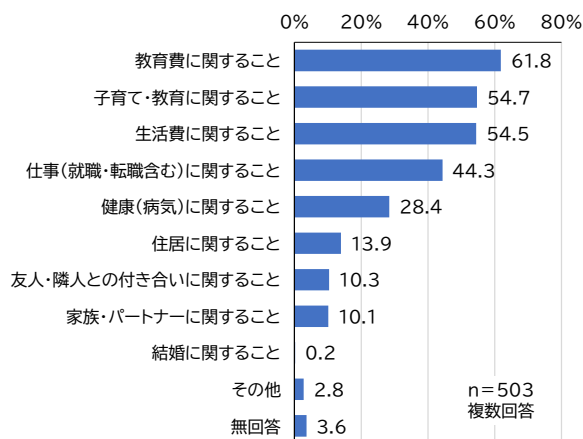
(3) 生活するうえでの不安や悩みについて

未就学・小学生ともに「教育費に関すること」が6割台で最も高く、次いで「子育て・教育に関すること」、「生活費に関すること」、「仕事に関すること」、「健康に関すること」の順に挙げられています。

生活するうえでの不安や悩み

【未就学調査】

【小学生調査】



(4) 保護者の就労状況について

保護者の就況は、父親では未就学・小学生ともにフルタイム就労が9割以上を占めています。

母親の就労している割合を経年で比較すると、平成25年度回調査（33.8%）、平成30年度調査（51.5%）、令和5年度調査（65.6%）と大きく増加しています。小学生では、＜パートアルバイト就労（育休中の1.7%を含む）＞が44.7%（平成30年度調査42.0%）と多く、就労している母親が72.5%と7割以上を占めています。

以下、父母の就形態等を考慮した「家族類型」を次の形で区分しました。

区 分	内 容	未就学児	小学生
ひとり親家庭	ひとり親(就労形態に関わらず)	2.0%	4.2%
フルタイム就労	両親ともにフルタイムで就労	39.2%	24.3%
フルタイムパート	両親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイム就労	22.7%	42.9%
専業主婦(夫)	両親のいずれかがフルタイムで就労している	33.0%	26.6%
パート・パート	両親ともにパート	0.0%	0.0%
無職	両親ともに無職	0.0%	0.0%
分類不能	不明	3.2%	2.0%

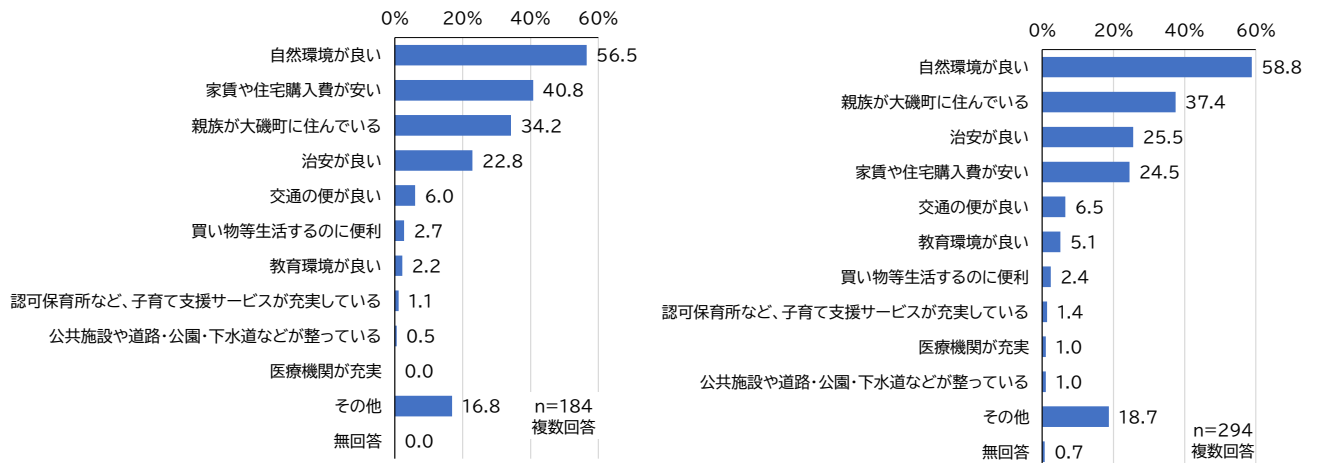
就労状況を経年で比較すると、この10年の間に確実に共働き家庭が大きく増加しており、この変化に対応した施策を検討していく必要があります。

（５） 大磯町に転入した理由について

（第１子が生まれたとき、又は妊娠の際、大磯町に住んでいなかった方）

未就学での上位3位の項目は、「自然環境が良い」、「家賃や住宅購入費が安い」、「親族が大磯町に住んでいる」の順、一方小学生では「自然環境が良い」、「親族が大磯町に住んでいる」、「治安が良い」の順となっています。

大磯町に転入した理由
【未就学調査】 【小学生調査】

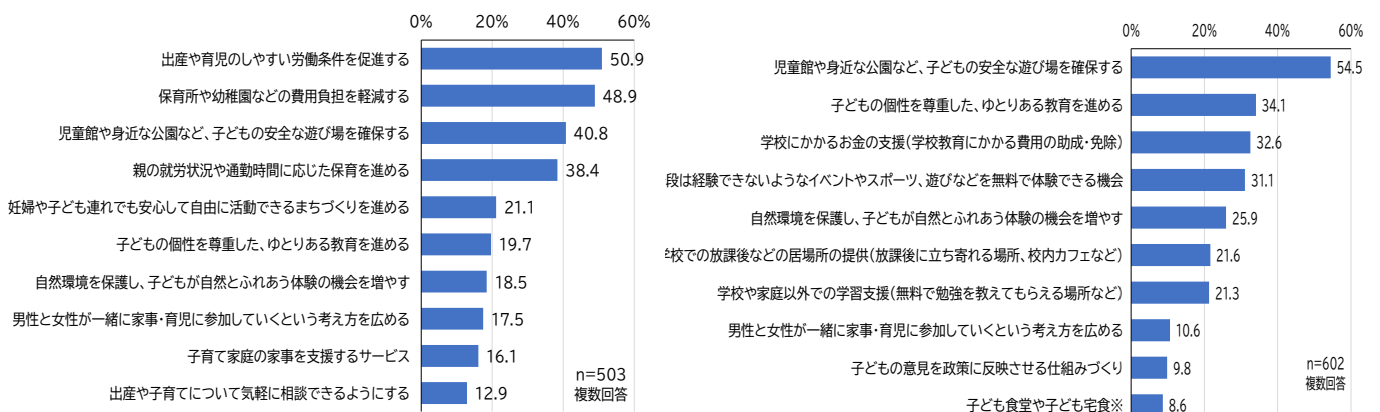


（６） 子どもを健やかに育てるために必要と思われることについて

未就学での上位3位の項目は、「出産や育児のしやすい労働条件を促進する」、「保育所や幼稚園などの費用負担を軽減する」、「児童館や身近な公園など、子どもの安全な遊び場を確保する」の順、一方、小学生では「児童館や身近な公園など、子どもの安全な遊び場を確保する」、「子どもの個性を尊重した、ゆとりある教育を進める」、「学校にかかるお金の支援（学校教育にかかる費用の助成・免除）」の順となっています。

子どもを健やかに育てるために必要と思われること

【未就学調査】 【小学生調査】



3 子育てをめぐる町民の意識

本町における子育て環境や子育て支援の満足度は高く、その背景には、恵まれた自然環境に加えて、気軽に相談できる人や子育て仲間など、身近な親族知人友人といった存在の大きさがうかがえます。

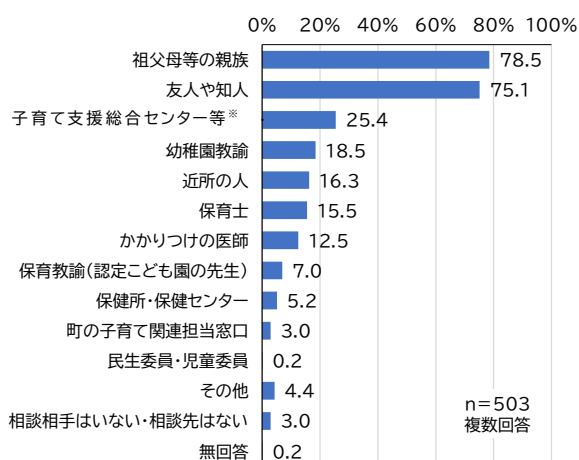
安心して子育てをするためには、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」、「地域の大人たちが連携して、子どもの活動を育成・支援する場をつくる」など、地域ぐるみの子育て支援が重要な課題となっています。地域ぐるみの子育て支援を進めることで、ひとり親家庭や相談できる人がいないなど孤立しがちな世帯に対して、孤立させない支援を進めていく必要があります。

(1) 気軽に相談できる人、子育て仲間について

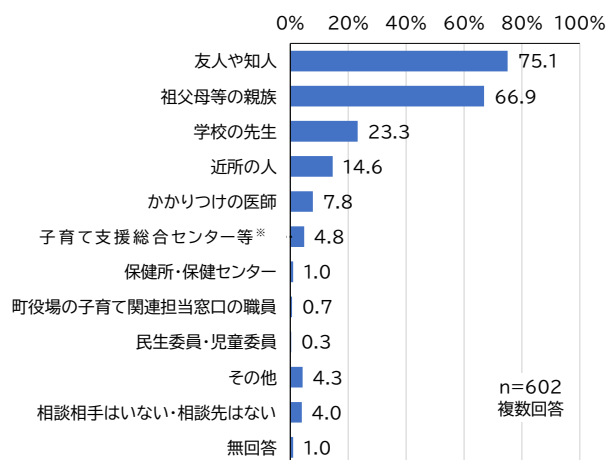
気軽に相談できる人については、未就学では「祖父母等の親族」と「友人や知人」が7割以上で高く、小学生では「友人や知人」が7割、「祖父母等の親族」が6割台挙げられていること、子育ての仲間については、9割以上の人がかいる>としていることから、身近な親族知人友人といった存在の大きさがうかがえます。

気軽に相談できる人

【未就学調査】

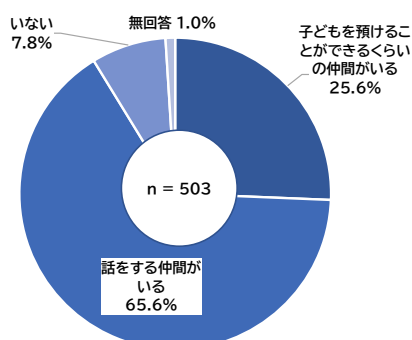


【小学生調査】

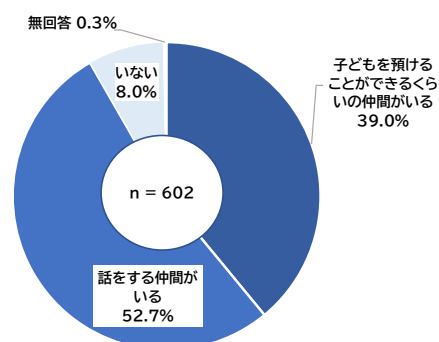


子育て支援総合センター（めばえ）・子育て支援センター（すくすく）・つどいの広場

【未就学調査】



【小学生調査】



（２） 安心して子育てをするために必要な地域の取り組みについて

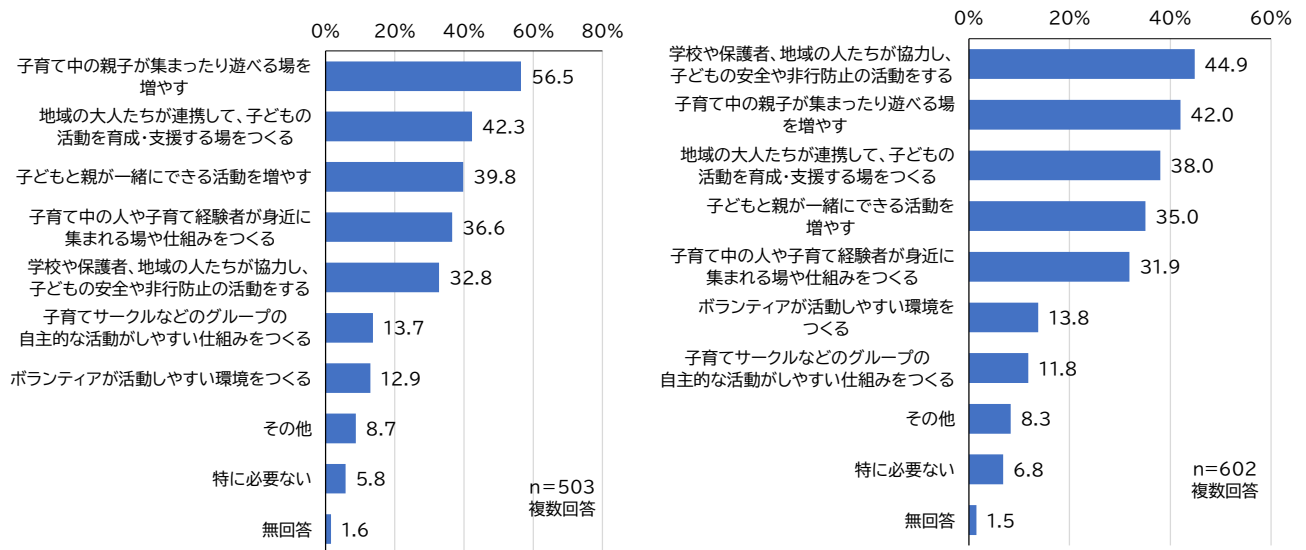
未就学では、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」が6割弱、「地域の大人たちが連携して、子どもの活動を育成・支援する場をつくる」が4割強となっていることなどからも、地域ぐるみの子育て支援は今後も重要な課題となっています。

ひとり親家庭（本調査結果では2％、10名）では、両親のいる家庭に比べて「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」割合が1割（両親のいる家庭は2割～3割）と低く、「いない」が1割いること、相談できる人が「いない」も1割いることなどは地域支援に関する注目すべき結果であり、孤立させないための支援をより一層充実していくことも課題といえます。

安心して子育てをするために必要な地域の取り組み

【未就学調査】

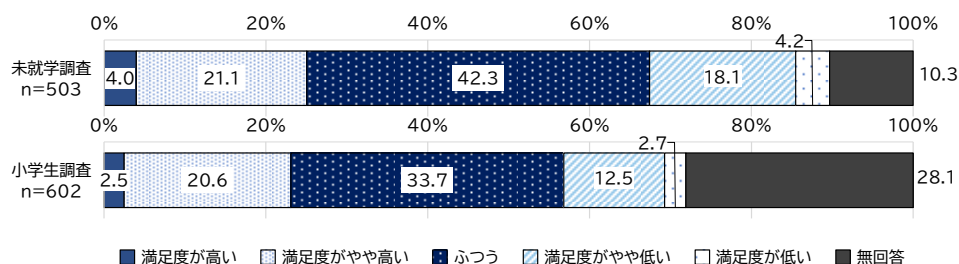
【小学生調査】



（３） 子育ての環境や支援の満足度について

未就学、小学生ともに、「ふつう」が3～4割で最も高く、次いで「満足度がやや高い」が2割代、「満足度がやや低い」が1割代の順となっています。

子育ての環境や支援の満足度



4 子育て支援サービスの現状と課題

本町では、第1次、第2次の「子ども・子育て支援事業計画」によって、様々な子ども・子育て支援サービスの充実に取り組んできました。

その結果、「今後も大磯町で子育てをしたい」人が、未就学児、就学児ともに9割近くに達しています。

しかし、各サービスをみると、保育需要に対して供給不足が見込まれ、放課後児童クラブでは確保方策を超える利用ニーズが見込まれています。

また、要支援・要保護児童等支援事業等では引き続き、早期発見、適切な保護と対応が必要です。

様々な支援サービスを実施する中で、利用率の低いサービスもあり、広く知っていただく工夫を引き続き行っていく必要があります。

併せてこれまで実施できていないサービスの実施に向けた検討、町独自では難しいサービスについては、周辺の自治体との協力・連携を図って進めていくことも検討が必要です。

（１）第２期子ども笑顔かがやきプランの総括

令和２年度から令和６年度までを計画期間とする「第２期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」は、毎年度、記載されている事業及び量の見込と確保方策について、進行管理を実施しています。令和４年度には量の見込と確保方策について、中間評価を行い、見込み及び確保方策の修正を行いました。

令和６年度は計画期間最終年度ではありますが、次期計画へとつなげていく必要があることから、現時点（令和２年度～５年度）までの総括を行うものです。

１．基本方針及び計画の目標値

第２期大磯町子ども笑顔かがやきプランでは、基本方針として①安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりの促進、②家庭、地域、行政が連携し子どもを育てていく体制づくりの促進、③多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実を掲げています。

また、計画の目標値としては、０～１４歳人口の割合を評価指標としています。

令和５年度においては、目標値 11.5%に対し、10.8%と、0.7ポイント下回る結果となっています。計画期間である令和２年度からみても徐々に減少しています。

	評価指標	単位	現況	R2	R3	R4	R5	R6	目標
実績	0～14歳の人口割合	%	11.5 (H30)	11.1	11.1	10.9	10.8		11.5

2. 計画事業の進行状況

(1) 年度別評価の推移

事業ごとにみると、令和2年度 61 事業がAであったのに対し、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業の縮小や中止があったため、57と減少しています。めです。令和5年度は 67 事業がAとなったのも、その影響がなくなったためと思われる。

事業評価がCであるものについては、子育て短期支援事業の実施に向けた環境整備（保護者が病気になった場合などに一時的に児童を短期間（7日間程度）預かる「ショートステイ」の施設）と「認定こども園関係」となっています。

年 度	評 価			事業 数
	A	B	C	
令和2年度	61	33	1	95
令和3年度	56	38	1	95
令和4年度	57	34	4	95
令和5年度	67	25	3	95

【参考】

- A 事業目標を達成した。または達成した事業を継続的に実施できている。
- B 事業目標に達していないが、概ね成果があった。
- C 事業が未着首、または検討段階にある。

(2) 基本目標別の事業評価

基本目標ごとの事業評価（A + B）を見ると、令和5年度の基本目標2・3は、計画開始年度の令和2年度と比較して達成数を上回っており、基本目標1・4・6では同程度の達成となっています。

一方、同期間を比較して達成数を下回った基本目標5の理由は、「認定こども園関係」となっています。

基本目標		R2	R3	R4	R5	項目数
1	子どもたちの生きる力を育む環境づくり	18	9	18	18	19
2	子どもの心豊かな成長を育む環境づくり	13	7	17	16	16
3	子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり	22	8	23	23	23
4	地域が支える子育て環境づくり	13	7	13	13	14
5	子育てと仕事の両立支援	12	4	11	11	12
6	心配りが必要な子どもたちへの支援	11	3	11	11	11

3. 時点総括

令和3年度から令和4年度について、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、A評価の減少はありましたが、令和5年度では策定当初（令和2年度）を上回る結果となっています。しかしながら、評価指標の数値は年々減少傾向がみられる状態です。

次期計画の策定にあたっては、減少要因の把握を行うとともに、指標の設定等の検討が必要です。